

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成29年6月15日

枚方市長 殿



提出者

住 所 枚方市出口1丁目1番32号

氏 名 理研ビタミン株式会社大阪工場
工場長 原守

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 072-841-0121

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	理研ビタミン株式会社大阪工場
事業場の所在地	枚方市出口1丁目1番32号
計画期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	09 食料品製造業（乳化製剤）
②事業の規模	売上高 12,778百万円
③従業員数	180人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙（フロー図）のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
(管理体制図)
別紙(組織図) 参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

〔前年度(平成28年度)実績〕

産業廃棄物の種類	固形物	有機性汚泥
排出量	759.45 t	782.30 t
(これまでに実施した取組)		
1. 有機性汚泥の削減のために、排水処理設備の汚泥転送による排水の削減、品検切り替え方法の見直しによる排水の削減(排水処理設備の排水の削減)		
2. 排水処理設備の汚泥転送による排水の削減(排水処理設備の排水の削減)		
3. 排水処理設備(排水処理)の更新や汚泥転送による排水の削減、品検切り替え方法の見直しによる排水の削減		
4. 排水処理設備(排水処理)の更新や汚泥転送による排水の削減、品検切り替え方法の見直しによる排水の削減		
5. 排水処理設備(排水処理)の更新や汚泥転送による排水の削減、品検切り替え方法の見直しによる排水の削減		
6. 排水処理設備(排水処理)の更新や汚泥転送による排水の削減、品検切り替え方法の見直しによる排水の削減		
7. 排水処理設備(排水処理)の更新や汚泥転送による排水の削減、品検切り替え方法の見直しによる排水の削減		
8. 排水処理設備(排水処理)の更新や汚泥転送による排水の削減、品検切り替え方法の見直しによる排水の削減		
9. 排水処理設備(排水処理)の更新や汚泥転送による排水の削減、品検切り替え方法の見直しによる排水の削減		

①現状	産業廃棄物の種類	固形物	有機性汚泥
	排出量	751.85 t	774.48 t
(今後実施する予定の取組)			
上記項目の継続			
9. 排水処理設備の使用による有機性汚泥中の含水率を下げ排出重量の削減			

②計画	産業廃棄物の分別に関する事項
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ISO14001認証取得工場であり、そのシステムを利用して、それぞれ分別・表示を行っている
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記継続継続

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

産業廃棄物の種類	固形物	有機性汚泥
排出量	121.76 t	52.09 t
(これまでに実施した取組)		
1. 有機性汚泥の削減のために、排水処理設備の汚泥転送による排水の削減、品検切り替え方法の見直しによる排水の削減(排水処理設備の排水の削減)		
2. 排水処理設備の汚泥転送による排水の削減(排水処理設備の排水の削減)		
3. 排水処理設備(排水処理)の更新や汚泥転送による排水の削減、品検切り替え方法の見直しによる排水の削減		
4. 排水処理設備(排水処理)の更新や汚泥転送による排水の削減、品検切り替え方法の見直しによる排水の削減		
5. 排水処理設備(排水処理)の更新や汚泥転送による排水の削減、品検切り替え方法の見直しによる排水の削減		
6. 排水処理設備(排水処理)の更新や汚泥転送による排水の削減、品検切り替え方法の見直しによる排水の削減		
7. 排水処理設備(排水処理)の更新や汚泥転送による排水の削減、品検切り替え方法の見直しによる排水の削減		
8. 排水処理設備(排水処理)の更新や汚泥転送による排水の削減、品検切り替え方法の見直しによる排水の削減		
9. 排水処理設備(排水処理)の更新や汚泥転送による排水の削減、品検切り替え方法の見直しによる排水の削減		

②計画

産業廃棄物の種類	固形物	有機性汚泥
排出量	120.54 t	51.57 t
(今後実施する予定の取組)		
上記項目の継続		
9. 排水処理設備の使用による有機性汚泥中の含水率を下げ排出重量の削減		

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

産業廃棄物の種類	固形物	有機性汚泥
排出量	15.38 t	24.68 t
(これまでに実施した取組)		
1. 有機性汚泥の削減のために、排水処理設備の汚泥転送による排水の削減、品検切り替え方法の見直しによる排水の削減(排水処理設備の排水の削減)		
2. 排水処理設備の汚泥転送による排水の削減(排水処理設備の排水の削減)		
3. 排水処理設備(排水処理)の更新や汚泥転送による排水の削減、品検切り替え方法の見直しによる排水の削減		
4. 排水処理設備(排水処理)の更新や汚泥転送による排水の削減、品検切り替え方法の見直しによる排水の削減		
5. 排水処理設備(排水処理)の更新や汚泥転送による排水の削減、品検切り替え方法の見直しによる排水の削減		
6. 排水処理設備(排水処理)の更新や汚泥転送による排水の削減、品検切り替え方法の見直しによる排水の削減		
7. 排水処理設備(排水処理)の更新や汚泥転送による排水の削減、品検切り替え方法の見直しによる排水の削減		
8. 排水処理設備(排水処理)の更新や汚泥転送による排水の削減、品検切り替え方法の見直しによる排水の削減		
9. 排水処理設備(排水処理)の更新や汚泥転送による排水の削減、品検切り替え方法の見直しによる排水の削減		

②計画

産業廃棄物の種類	固形物	有機性汚泥
排出量	15.23 t	24.43 t
(今後実施する予定の取組)		
上記項目の継続		
9. 排水処理設備の使用による有機性汚泥中の含水率を下げ排出重量の削減		

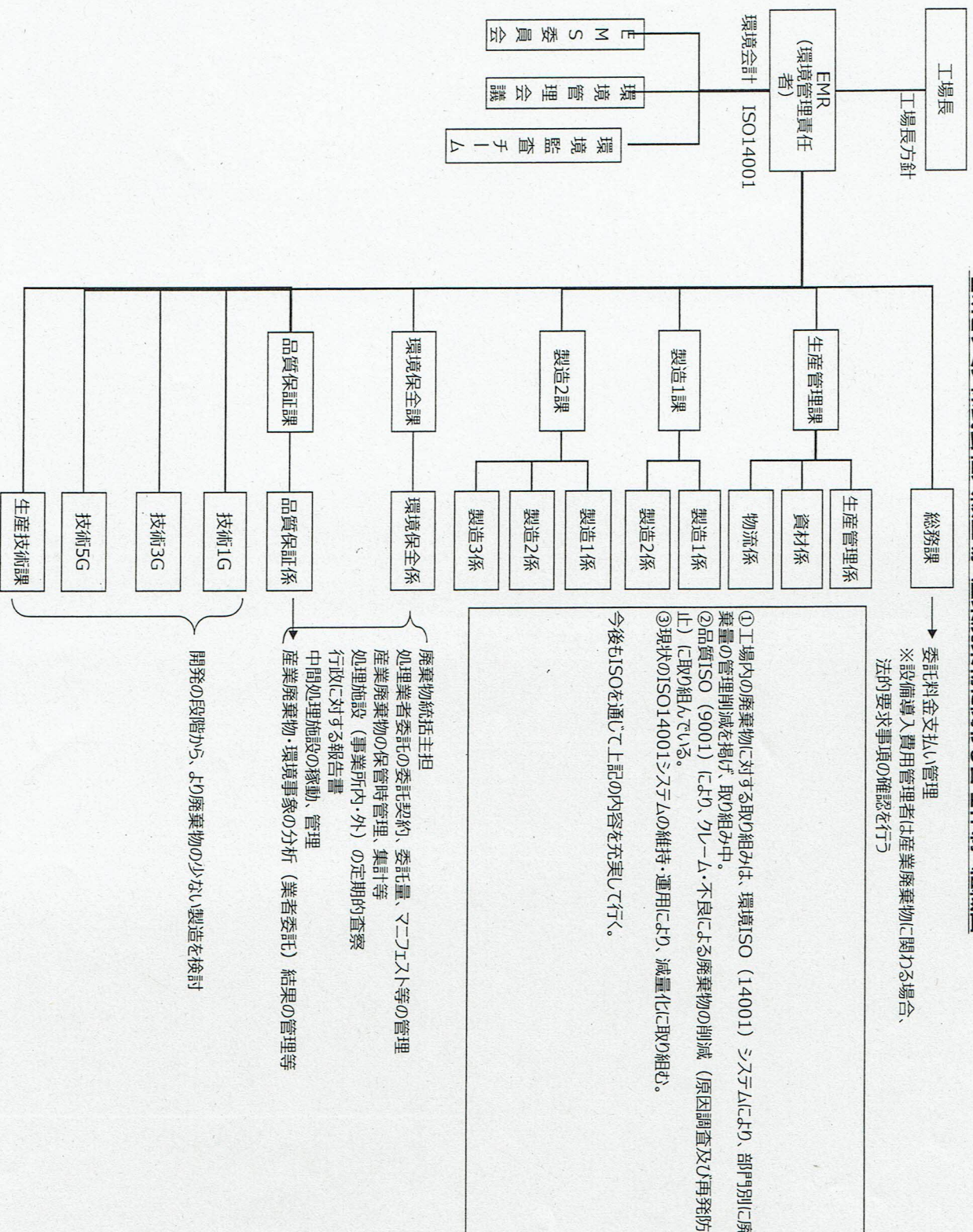


自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項				自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項				自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成28年度）実績】			②計画	①現状			②計画	①現状		
	産業廃棄物の種類	固形油	有機性汚泥		動植物性残渣	焼アルカリ	焼プラスチック	汚泥	木くず	廃油	廃酸
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量 （これまでに実施した取組） 食品用塗料であることから、社内での再利用は困難である	0.00 t	0.00 t		0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
②計画	【目標】			②計画	②計画			②計画	②計画		
	産業廃棄物の種類	固形油	有機性汚泥		動植物性残渣	焼アルカリ	焼プラスチック	汚泥	木くず	廃油	廃酸
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 （今後実施する予定の取組） 同上	0.00 t	0.00 t		0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項				自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項				自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成28年度）実績】			②計画	①現状			②計画	①現状		
	産業廃棄物の種類	固形油	有機性汚泥		動植物性残渣	焼アルカリ	焼プラスチック	汚泥	木くず	廃油	廃酸
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量 （これまでに実施した取組） 1 脱有機の適正運転 2 熱回収はボイラ（廃油ボイラ）燃料として使用した分で、なるべくボイラで利用出来るように、燃料にならない成分の分別・異物や不燃物の分離 3 廃油ボイラの燃費削減（業者委託）による燃費減半の維持	485.65 t	t		t	t	t	t	t	16.06 t	t
②計画	【目標】			②計画	②計画			②計画	②計画		
	産業廃棄物の種類	固形油	有機性汚泥		動植物性残渣	焼アルカリ	焼プラスチック	汚泥	木くず	廃油	廃酸
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量 （今後実施する予定の取組） 上記の継続	480.79 t	t		t	t	t	t	t	15.90 t	t

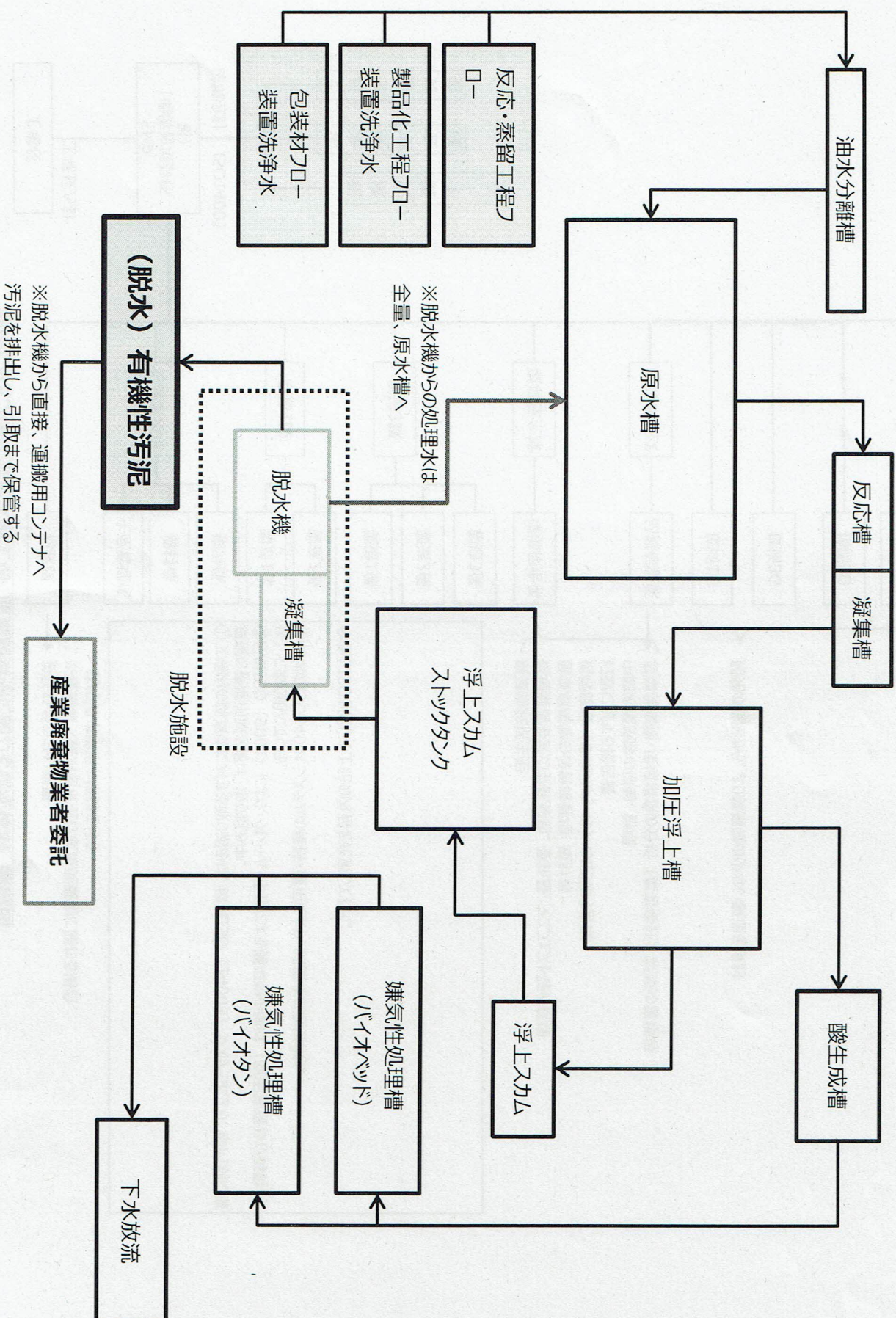
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

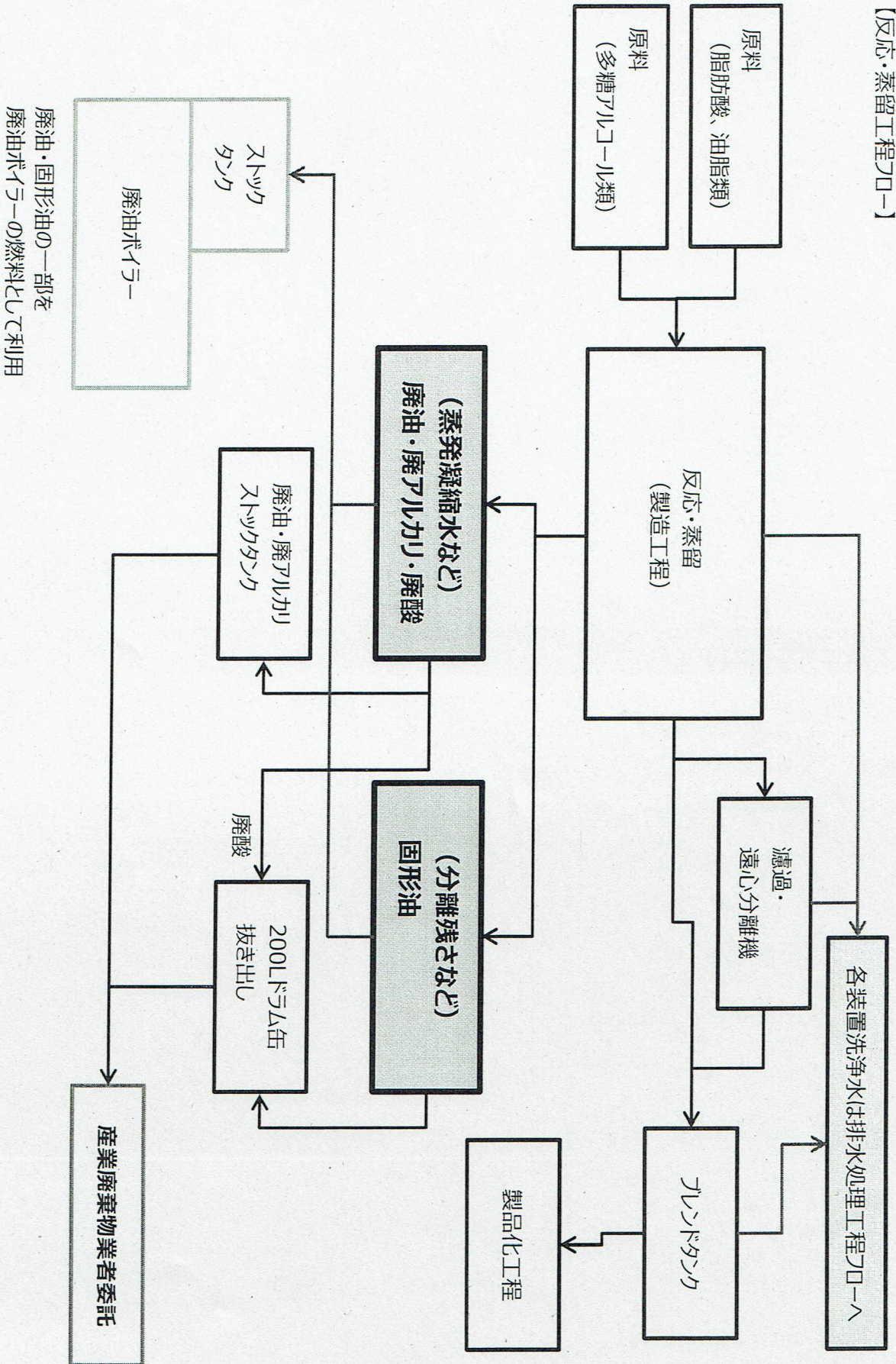
理研ビタミン株式会社大阪工場 産業廃棄物に関わる管理体制 組織図



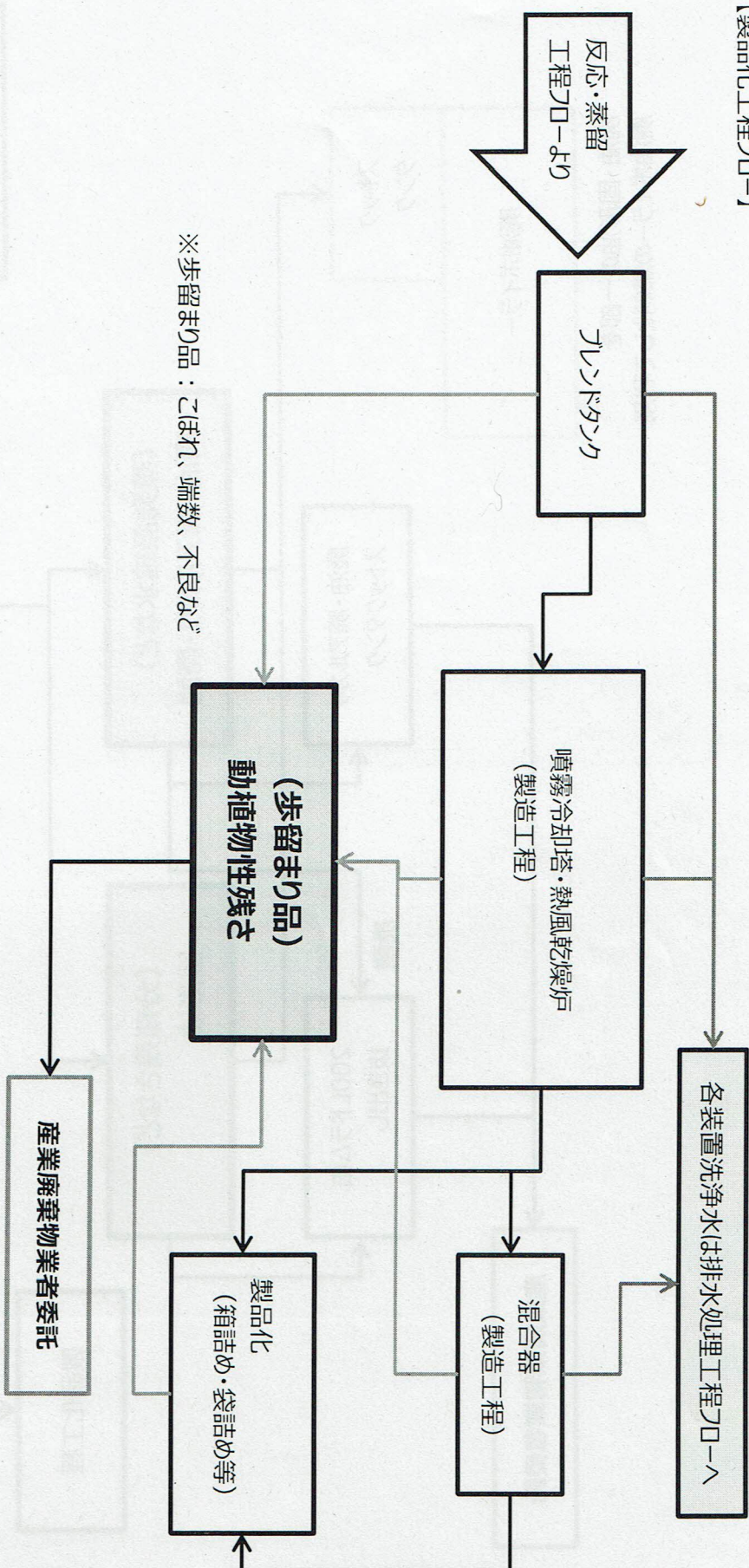
【排水処理工程フロー】



【反応・蒸留工程フロー】



【製品化工程フロー】



【包装材料】

